第８回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成２８年１月２２日
９：３０～
場所：本庁舎３階理事者控室

１．会長あいさつ

皆さんおはようございます。前回は、新しい推進計画を作っていくための課題出しを行い、それを市役所の内部で検討いただいた。本日は、推進計画としてどのような形でやっていくかということを、市長に報告をしていく案文の検討を行う。

現在、少子化や人口減少対策をどのように考えるかといった初めての計画である総合戦略を、亀山市を含めた全国の自治体が作っている。最初は自治体消滅という衝撃的なキャッチフレーズであったが、いつの間にか地方創生と言い替えられており、住民の方は、もう間もなく来る現実から、また目を逸らされたような形になってしまっている。自身もいくつかの自治体で計画作りに携わっているが、地方創生は行政のみでは絶対に無理なはずであるが、計画期間が短いこともあり、そこまでの議論に及んでいないケースが多い。

亀山市の場合は、まちづくり基本条例を着実に推進していくことで、少子化や人口減少に対応していく地域の体制を作っていけると思っている。本委員会の役割は非常に重要であると思うし、そういったことを推進計画で着実に進めていただいているというのは非常にありがたいと思う。限られた時間ではあるが忌憚ない意見を、是非お願いしたい。

２．報告事項

（1）亀山市地域まちづくり協議会条例（案）のパブリックコメント実施ついて

担当部局：資料説明

（説明要旨）

・条例制定の背景と趣旨、内容

・パブリックコメントの実施状況

会長：今の報告事項について、何か意見や質問はあるか。

委員：この条例がなくてもまち協は動くと考える。まち協条例を作る趣旨がはっきりしていない。

会長：一つは、市民から集めた税金を一括交付金として優先的に配分できる団体としての根拠付けである。市としては、交付金を交付する要件を定めたこととなる。

委員：そうであれば、条例の目的に市が支援すると書いた方がよい。

担当部局：これまで各地域においてまち協の必要性を説明し、これからの少子高齢化社会に対応する地域社会のあり方ということで、各地域の方々にご尽力いただき地域の仕組みを見直してきていただいている。ただし、市としての施策の位置づけがはっきりしていなかった部分もあったことから、まち協の定義や行政との関係性、どのような組織かなど、今現在行われていることをしっかりと言葉で明文化したのが、この条例である。特に、まち

協の活性化が亀山市の活性化に繋がるといった点を明文化するというのが、条例制定の最大の目的である。行政がまち協を支援するためだけの条例ではない。

委員：条例で規定する内容と違うまち協であれば支援されないということである。そうであれば、この条例は支援をするための条例である。

委員：今は全国的に自分たちのコミュニティで稼いでいくようなビジネスの時代になってきている。自分たちで運営のために稼いでいくといった形に変わってきている。国や県や市が何かをしてくれる時代は終わった。自分たちで地域を守るということは、自分たちで稼ぐということである。

担当部局：まち協は地域課題解決に取り組んでいただく組織であるため、地域課題を解決するための事業であればよいが、単に営利だけを目的するのはいけない。

委員：この条例では、現段階でそのような書き込みがない。この条例があるから支援をするというのではなく、支援するために条例を作るといったスタンスが妥当ではないか。

担当部局：現在でも支援はしている。一括交付金があるからこの条例を制定するのではなく、今まさに支援をしていることの裏付けをしっかりしていこうという考え方である。

委員：この条例がないとなぜ行政は困るのか。

担当部局：この条例はまち協と行政の関係性だけでなく、まち協と住民との関係性についても明文化したものである。

委員：まち協と住民の関係は、まち協と住民の問題であり、行政は関係ないのではないか。要件から外れると市は支援しないということであれば、やはり支援のための条例ということになる。極端な話をすると支援を受けたくなければ、届け出もしなくてよいということになる。

担当部局：金銭的な支援だけではなく、地域が合意形成のもとに事業を展開するための仕組みをこれまで作ってきた。地域の皆の力を合わせること、住民に参加の機会があり、それがどのような組織体であるかといったことを規定しているのが、この条例である。

委員：そのような組織体だとしても、届け出る必要はないのではないか。

担当部局：届け出る意味は、公示することにより第三者に示すことにある。市外から転入してきた方などにも、まち協の存在を知らしめる必要がある。

会長：市としては、亀山市全域で漏れなくそういった団体が各地域に出来てほしいという思いが根底にある。そういった意味でいうと、最低限これだけのことをやってもらう団体を各地区で作ってほしいというのが目的である。

委員：その意図は十分理解ができるが、条例ではそこまで読み取れない。

委員：少子高齢化の時代になってきているなかで、金銭的な話ではなく、自分たちの地域は皆で守るというのが、まちづくりで一番大事な点であると思う。だから、子ども会や婦人会や老人会などの様々な組織が一つとなり、皆で自分の地域を助け合うし守ろうというのが、まちづくり基本条例のもとであると思う。まち協条例は、そういったことを皆に分かりやすいような条例にしていく必要がある。

会長：基本条例は理念の部分となるため、それを地域に落とし込むために、今回まち協条例を作ろうとしている。

委員：目的に書いてある亀山らしいまちの実現とは、具体的にどういうことか。

担当部局：まちづくり基本条例の前文にある、一人ひとりが生き生きと輝き幸せに暮らせるまちということである。まち協条例はまちづくり基本条例を具現化する条例であることから、まちづくり基本条例との整合を図ったものである。

委員：まち協は誰が作るのかということが、この条例には書かれていない。

担当部局：第３条に構成員に関する規定がある。それら構成員がまち協を作るのは明らかである。

委員：誰が作るといった規定ではなく、作った後の構成員の規定ではないか。住民が作るとした方がよいのではないか。

担当部局：目的に、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるという理念の下にという書き込みもあり、自ずと主体は明らかであると考える。

会長：第３条で構成員を、およそ小学校区の範囲に住んでいる者・公共的団体・事業を行う個人や法人と定めており、まち協を作る時はその中の誰かが作り始めればよいという書き方である。作る主体を住民とした場合は、個人にしかならない。公共的団体や事業者も参加してほしいとすると、それらを全部住民という範疇でくくるというのは、市が用いている住民の概念と相いれないものとなるため、条文では敢えて住民という言葉を使っていない。

委員：協働という概念であるが、昨年１月の推進委員会で、まち協は行政と対等なパートナーシップをもって亀山市のまちづくりに取り組んでいくという説明がなされている。協働の趣旨は明確にされているため、はっきりとまち協と協働事業をするといったことを条例に書いたらよいと思う。

担当部局：まち協条例の中にまち協を位置付けることそのものが、パートナーシップの表れであると考えている。また、第１０条においては市の支援及び助言という条文を定めているため、そこから協働に対する市の姿勢も解釈できると考えている。

委員：今やりとりしたような内容は、パブリックコメントの答えとしてどこかに残るか。こういった話は重要であるため、しっかりと記録として残してほしい。

担当部局：ただ、協働の定義はまちづくり基本条例に書かれていない。協働の定義は市町によって異なり、亀山市の場合は協働の指針にしか載っていない。

委員：協働という言葉でなくても、例えば、パートナーシップの考え方に基づいて助け合ってやっていくというものでもよい。とにかく記録に残してほしい。

担当部局：解釈の部分で対応する。

委員：第９条の制限条項であるが、第１項の宗教行事については、祭りをして玉串を上げる行為などへの禁止に繋がる。これを禁止されるとまち協として地域との連携になっていかないため、外してほしい。

会長：自身も有識者会議に参加していたが、これは譲れない部分である。実際は神事と地域の行事は密接不可分だということは重々承知しているが、神事に際して公共的団体であるまち協が関与して、玉串料を市からの交付金から支出すると、交付金は皆から集めた税金であるため、政教分離の議論が出てきた時に対応できなくなる。市は習俗や文化財としての補助は行うが、祭礼に対しては絶対に補助をしない。それが政教分離の原則である。まち協の経費とは区別する必要があるし、地域には様々な思想信条の方が住んでいるため、

その方々も納得できるようなコンプライアンスを保持する必要はある。

委員：予め支出できない項目など、統一したルールをしっかりと決めていただきたい。

担当部局：はい。

会長：パブリックコメント期間中であるため、この本委員会での議論は以上とし、何かあればパブリックコメントで意見をお寄せいただきたい。

２．協議事項

（1）推進委員会からの検討結果報告書（案）について

事務局：資料説明

（説明要旨）

・検討結果報告書（案）の概要

会長：事務局から説明があったが、何か意見等はあるか。

委員：よくまとめていただいていると思うが、協働についてはこの案からいくと、少し時間がかかると感じる。そろそろどこかのまち協から協働したいという話が出てくると想定され、その時にテーブルに乗れないといけないため、もう少し急ぐ必要がある。

会長：まち協からの発案への対応については、今の協働のルールではのっていけないため、別途検討しなければいけないと思う。それは４月以降に先行してでも、何らかのルールは必要であると思う。

事務局：行財政改革大綱実施計画においては、平成２８年度に現行制度を見直し、平成２９年度からスタートさせるといった位置付けもあるため、それでは遅いといった意見もあるかもしれないが、そのようなスケジュールで進めさせていただきたいと考えている。

委員：地域予算制度も平成２９年度からスタートさせるということで、そういう意味では同じである。

事務局：市の第２次総合計画が平成２８年度に完成するため、市の各計画もそれに併せて進んでいる状況である。行財政改革大綱も同様であり、平成２９年度にはしっかりと制度を整えスタートさせていきたい。

委員：平成２９年当初からスタートということにはできないか。

会長：平成２９年４月に制度ができて、まち協が考えていた事業をしたいと提案しても、結局は、事業実施は平成３０年度になってしまう。そういった点を懸念しての意見であると思う。ただ、行政としては、しっかりと仕組みを固めて庁内で検討して、議会に説明した上でスタートさせるということからいうと、どうしても一年かかるということは十分あり得る話ではある。そこは我々としては理解もしなければいけない部分であるが、できるだけ平成２９年度から速やかに実施できるような仕組みにはしてほしいとは思う。

事務局：意見の趣旨を踏まえ検討させていただく。

委員：協働する時にヒト・モノ・カネ・情報をどのように分担しあいながらやっていくかということを、行政の立場も当然あるかと思うが、まち協としてもどういった考え方を持ってやっていくかということを、きちんとまち協が理解できるようなものでないといけない。

今の協働の指針は、ほぼ１００％行政目線の指針であるため、そこを変えないといけない。そこまで書く必要はないが、検討する段階で考えていただきたい。

委員：案は基本的によくできていると思うが、地域を担うリーダーの育成については、地域担当職員向けの研修をより充実させる必要がある。

事務局：地域担当職員の中でも知識やスキルに温度差もあるため、しっかりと研修等により補っていきたい。

会長：他にいかがか。報告書についての方向性ということで、今出た意見も踏まえて修正いただき、これに基づいた推進計画を作成しなければならない。推進計画に関しても一旦事務局にご説明いただき、その後まとめて意見を伺いたい。

（2）第２期亀山市まちづくり基本条例推進計画の骨子について

事務局：資料説明

（説明要旨）

・推進計画策定にあたっての考え方

・推進計画の骨子

会長：これまでの説明で何か質問等はあるか。今まではどちらかというと、前回委員会から引き継いだものを検証してきた部分と、最初から課題として出ている部分を今まで検証してきた。次の推進計画では、課題を新たに取り上げていかなければならないといったこともあるかもしれないが、そのような点も含めて何か意見等はないか。

　中間支援の話は、機能の検討というよりかは、まち協に対して中間組織はどのように支援できるかといったところであると思う。そういった意味でいうと、中間支援組織の機能に留まらず、具体的なところまで検討した方がいいのか、民間の動きを待っていた方がいいのかといった点もある。

委員：報告書の方向性の欄外にリーダーの養成という記述があるが、人材育成という意味で、どのような取組をした方がよいかといったところを具体的に議論することは必要である。どのような人を発掘して、発掘した人をどのように育てるか。非常に難しいが、この委員会でもう少し積極的に取り組んでもよいと思う。

会長：市が全面に出て取り組むというのもそうではない気がするし、そういった役割を中間支援組織に担ってもらうと非常によいと感じる。発掘の仕方や、リーダー養成を担ってくれる人、そういった機能を含んだ中間支援組織があると思う。

委員：中間支援と呼ばなくても、今でも地域には実践している方は存在する。そのため、中間支援組織は必要なのかという問題もあると思う。皆さん意識はしていないが、中間支援の役割は担っている。それをまとめてやればお金も動くが、まち協にはお金がないので、どうやってこのお金を生み出していくかという課題もある。それよりも、自分たちでできる人たちがしていけばよいのではないか。

会長：ただし、そのノウハウを持っているということを、様々なところへ伝えるような仕組みというのがあまりない。

委員：野村のまち協では、地域の人による軽トラ貸し出しなど、地域でこんなことを調べら

れるのかというくらい細かく書いてあり、実践されている。

会長：そういった取組のノウハウを知りたいということである。そういった取組はどのような経緯で、どのように行い、どのような問題があったかといったものを共有できる仕組みがほしい。知恵がストックされている場所がほしい。

委員：そのような知恵が出せる人が、まち協には必要である。

委員：まち協によって温度差があるのが現状である。実際に実践できるのは定年後の６５歳くらいからとなり、知力・体力の衰えから第一線で活動するのは困難となる。そこを中間支援組織がフォローするといったものが良いと思う。

会長：中間支援というのは、皆さんが地域でやっていただくためのお手伝いをするだけであり、代わりにすることはないと思う。そのようなお手伝いをする時に、亀山市の各地で様々なことをしている方がいるため、それを一元化して知っている人がどこかに必要であり、本来的には市役所でやってもよい話であるような気がする。最終的には、それで一人でも雇用が発生すれば一番よい。

事務局：人材バンクも市役所でやっているが、登録が少なかったりやコアな部分までは対応できていなかったりと、形だけになってしまっている部分もある。こういったものの充実も必要であると思う。

委員：個別事業計画の地域づくりの項目であるが、全地区までのまち協設立、地域予算制度の構築のほかに、地域を支える人材の育成といったことも検討できないか。研修会や講習会も必要であるが、それと同じくらい必要なものがある気がする。それを考えてみないか。

事務局：確かに平成２８年度で一旦仕組みが出来上がるため、平成２９年度以降はどのように運用していくかということになると、やはり人である。その人を育てる仕組みを今度は考えるというのは、良いかもしれない。

委員：地域予算制度については、たたき台が出来た段階で推進委員会に相談等はあるのか。

事務局：今のところは条例の取り扱いと同様と考えており、タイミングが合えばご報告させていただく。

会長：他に意見はないか。よければ今日いただいた意見を踏まえ、検討結果報告書や推進計画に、人材育成をどういった形で新たな項目として入れるか精査いただく。

３．その他

（1）次回の推進委員会

時期　平成２８年２月２９日（月）

場所　亀山市役所本庁舎３階　第３委員会室